

平成28年度
第2回 児童福祉法に基づく集団指導 資料
「監査・実地指導等における主な指摘事項」

平成28年12月13日(火)

9時40分開始

札幌市保健福祉局障がい福祉課
指導担当

目次

I 集団指導とは・・・	3	(6) 障害児通所給付費等算定に係る体制等に関する指摘	16
II 指定の取り消し・指定の効力停止	4	(7) 指導員加配加算に関する指摘	18
III 実地指導における主な指摘事項		(8) 欠席時対応加算に関する指摘	20
1 自己点検表	6	(9) 福祉・介護職員処遇改善加算に関する指摘	21
2 実地指導		IV 通報・苦情	22
(1) サービスの提供の記録に関する指摘	7	V 事故報告について	27
(2) 児童発達支援計画等の作成等に関する指摘	8	VI 不正請求等への対応	29
(3) 勤務体制の確保等に関する指摘	11	関係資料	31
(4) 非常災害対策に関する指摘	14		
(5) 虐待等の禁止に関する指摘	15		

I 集団指導とは・・・

札幌市では、

「札幌市障害福祉サービス事業者等指導監査実施要綱」

に基づき開催

毎年開催・・・内容は異なり、連絡事項等
ありますので参加願います。

内容は・・・

- 指定障害児通所支援等の取扱いについて
- 障害児通所給付費等に係る費用の請求について
- 制度改正等について
- 過去の指導事例等について

Ⅱ 指定の取り消し・指定の効力停止

1 監査方針

指定障害児通所支援事業者等のサービス等の内容について、法に定める行政上の措置に該当する内容であると認められる場合、若しくはその疑いがあると認められる場合、又は障害児通所給付費等の給付に係る費用の請求について不正若しくは著しい不当が疑われる場合において、事実関係を的確に把握し、公正かつ適切な措置を採ることを主眼として実施する。

○ 監査の実施件数と行政処分(障害福祉サービス事業を含む)

実施年度	実施件数 (単位:事業所)	行政処分	
		取 消	効力停止
平成25年度	2	1	0
平成26年度	22	1	1
平成27年度	12	0	0
平成28年度	8	4	0

(H28.12.13現在)

Ⅱ 指定の取り消し・指定の効力停止

2 主な監査の理由

- 水増し、架空請求の疑いがあった
- 指定申請時の提出書類に詐称の疑いがあった
- 人員配置基準を満たさずに給付費を請求していた疑いがあった
- 従業者の利用者に対する虐待行為の疑いがあった

3 行政処分の理由

〔事例〕

障害児通所給付費等の請求について、利用者がサービスを利用していない日に請求をしていた。また、本市の再三にわたる帳簿書類の提出要求に対して、一切応じないまま帳簿書類を破棄し、監査を忌避した。

【児童福祉法第21条の5の23第1項第5号】

障害児通所給付費又は肢体不自由児通所医療費の請求に関し不正があつたとき。

【児童福祉法第21条の5の23第1項第7号】

指定障害児通所支援事業者又は当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者が、第21条の5の21第1項の規定により出頭を求められてこれに 응 ぜ ず、同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、又は同項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。ただし、当該指定に係る障害児通所支援事業所の従業者がその行為をした場合において、その行為を防止するため、当該指定障害児通所支援事業者が相当の注意及び監督を尽くしたときを除く。